

改正

平成 16 年 4 月 1 日規則第 39 号

平成 26 年 10 月 8 日規則第 41 号

平成 28 年 4 月 1 日規則第 30 号

立川市情報公開条例施行規則

立川市公文書公開条例施行規則（平成元年立川市条例第 41 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、立川市情報公開条例（平成 12 年立川市条例第 49 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（公開請求）

第 2 条 条例第 6 条の規定により、公文書の公開を請求しようとするものは、公文書公開請求書（第 1 号様式）を実施機関に提出しなければならない。

（決定通知）

第 3 条 実施機関は、前条に規定する請求があったときは、公文書公開の可否を決定し、次の各号に定めるところにより、当該請求者に通知しなければならない。

（1） 条例第 10 条第 1 項の規定により公文書の全部の公開を決定したとき 公文書公開決定通知書（第 2 号様式）

（2） 条例第 10 条第 1 項の規定により公文書の一部の公開を決定したとき 公文書一部公開決定通知書（第 3 号様式）

（3） 条例第 10 条第 2 項の規定により公文書の公開をしないと決定（公開請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。）したとき 公文書非公開決定通知書（第 4 号様式）

（4） 条例第 10 条第 2 項の規定により条例第 9 条に該当するため公文書の存否応答拒否を決定したとき 公文書存否応答拒否通知書（第 5 号様式）

2 実施機関は、公文書公開の可否の決定期間を延長したときは、次の各号に定めるところにより、当該請求者に通知しなければならない。

（1） 条例第 11 条第 2 項の規定により期間を延長したとき 公文書公開決定等期間延長通知書（第 6 号様式）

（2） 条例第 11 条第 3 項の規定により期間を延長したとき 公文書公開決定等期間特例延長通知書（第 7 号様式）

（第三者保護に関する手続）

第 4 条 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書作成年月日、当該第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 条例第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、公文書公開決定等第三者意見照会書（第 8 号様式）により通知し、公文書公開決定等に係る第三者意見書（第 9 号様式）を提出させるものとする。

3 条例第 13 条第 3 項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第 10 条第 1 項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、直ちに公文書公開決定に係る通知書（第 10 号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

（電磁的記録等の公開方法）

第 5 条 フィルム又は電磁的記録の公開については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

（1） フィルム、ビデオテープ及び録音テープは、それぞれの種別に応じた再生機器等を使用し、原則として視聴の方法で行うものとする。

（2） 電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）は、公開の請求に係る情報が記録されている部分を原則として用紙又は帳票に印刷したものにより、閲覧又は写しの交付をするものとする。

（公開の実施等）

第 6 条 公文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において当該職員の立会いのもとに行うものとする。

- 2 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求のあった公文書1件につき1部とする。
- 3 公文書の閲覧又は視聴（以下「閲覧等」という。）をするものが当該閲覧等に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧等を中止することができる。
- 4 実施機関が、条例第14条第3項の規定により、当該公開を適正に行ったものとするときの催告は、公文書公開決定に係る催告書（第11号様式）によるものとする。

（費用）

第7条 公文書の写しの作成に要する費用（立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）第3条第1項第2号イに掲げるものを除く。）及び公文書の写しの送付に要する費用は、実費を前納させるものとする。ただし、やむをえない理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査請求等）

第8条 条例第16条に規定する審査請求をしようとするものは、書面により実施機関にしなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関が立川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問するときは、情報公開審査会諮問通知書（第12号様式）により、条例第16条の3各号に掲げるものに通知するものとする。

（提出資料の閲覧等）

第9条 条例第19条第1項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、情報公開審査会提出資料閲覧等請求書（第13号様式）を提出しなければならない。

- 2 審査会は、条例第19条第2項の規定により、前項の規定による請求に対して閲覧又は写しの交付をするため、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人（以下「意見提出人」という。）の意見を聴くときは、情報公開審査会資料提出人意見照会書（第13号様式の2）により通知し、情報公開審査会資料提出人意見回答書（第13号様式の3）を提出させるものとする。
- 3 審査会は、第1項の規定による請求があったとき又は前項の規定により意見提出人からの意見書の提出を受けたときは、速やかに当該閲覧等の可否を決定し、情報公開審査会提出資料閲覧等決定通知書（第14号様式）、情報公開審査会提出資料閲覧等一部決定通知書（第15号様式）又は情報公開審査会提出資料閲覧等拒否通知書（第16号様式）により、当該請求を行ったものに通知するものとする。

（検索資料）

第10条 条例第22条第2項に規定する公文書を検索するために必要な資料は、立川市文書規程（昭和36年立川市訓令甲第6号）に規定するファイル基準表、立川市行政資料取扱規程（平成4年立川市訓令甲第4号）に規定する行政資料目録その他実施機関が定めるものとする。

（実施状況の公表）

第11条 条例第24条の規定による実施状況の公表は、次の各号に掲げる事項について毎年6月末日までに市の広報に掲載することにより行うものとする。

- （1） 公文書公開の請求の状況
- （2） 公文書公開の請求に対する可否の決定状況
- （3） 審査請求の状況
- （4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

（審査会委員の報酬）

第12条 審査会の委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により日額10,800円とする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 8 日規則第 41 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 30 号）
この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 1 号様式（第 2 条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

実施機関

..... 殿

郵便番号.....

住 所.....

請求者 氏 名..... 印

電 話.....

（法人にあつては、名称、事務所等の住所
地及び代表者の氏名、電話番号）

立川市情報公開条例第 6 条の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の件名又は内容							
公開の方法	関 覧 写しの交付（ 来所 郵送 ） 1 件につき 1 部						
情報公開の推進のための基礎資料とするため以下の項目に記入してください。							
請求される事情（該当項目に○をしてください。） 調査研究 業務 争訟 その他 []							
処理欄	事務担当課受付欄	実施機関文書処理	係	係長	課長	部長	

（注意）

郵送ご希望の場合は、公開・非公開の決定通知を差し上げる際に、実費額をご連絡いたします。
実費の納入が確認されしだい郵送の手続きをいたします。

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 日 号

公文書公開決定通知書

住所

氏名 様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開することに決定したので、立川市情報公開条例第10条第 1 項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容	
公文書の公開 の日時及び場 所	日 時 ・ ・ () 午前・午後 時 分 場 所 部 課 係 (市役所 3 階市政情報コーナー)
公開の方法	閲覧とします。 写しの交付とします。 (請求時に郵送希望された方は本書と併せて別紙をご覧ください。)
主 管 課	部 課 係 電話 — — (内線)
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

- (注意)
- 1 お越しの際には、この通知書をお持ちいただき、担当職員に提示してください。
 - 2 上記の日時にご都合が悪いときは、必ず事務担当課又は主管課までご連絡願います。
 - 3 ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

第 年 月 日 号

公文書一部公開決定通知書

住所

氏名 様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり一部公開することに決定したので、立川市情報公開条例第10条第1項及び第12条各項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
請求された公文書を一部公開とした理由	条例第7条 号に該当しているため、条例第8条を適用します。 該当理由 条例第12条第2項に該当の有無（ 該当します。 該当しません。 ） 条例第12条第2項に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期 ・ ・ ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後に新たに公開請求をする必要があります。
公開の方法	閲覧とします。 写しの交付とします。 （請求時に郵送希望された方は本書と併せて別紙をご覧ください。）
公文書の公開の日時及び場所	日 時 ・ ・ （ ）午前・午後 時 分 場 所 部 課 係 （市役所3階市政情報コーナー）
主 管 課	部 課 係 電話 — — （内線 ）
事務担当課	部 課 係 電話 042-523-2111 （内線 ）

（裏面へ）

(注意)

- 1 お越しの際には、この通知書をお持ちいただき、担当職員に提示してください。
- 2 上記の日時にご都合が悪いときは、必ず事務担当課までご連絡をお願いします。
- 3 ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

公文書非公開決定通知書

住所

氏名 様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり全部非公開とすることに決定したので、立川市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
請求された公文書を非公開とした理由	条例第12条第2項に該当の有無（ 該当します。 該当しません。 ） 条例第12条第2項に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期 ・ ・ ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後に新たに公開請求をする必要があります。
主 管 課	部 課 係 電話 — — （内線 ）
事務担当課	部 課 係 電話 042-523-2111 （内線 ）

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

(教示)
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の
(裏面へ)

(裏面)

取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第3条関係)

第 年 月 日 号

公文書存否応答拒否通知書

住所

氏名 様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり請求のあった公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することに決定したので、立川市情報公開条例第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
存否を明らかにしない理由	
主 管 課	部 課 係 電話 — — (内線)
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

- (教示)
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、

(裏面へ)

(裏面)

立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

公文書公開決定等期間延長通知書

住所

氏名 様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、立川市情報公開条例第11条第2項の規定により、公開等の可否についての決定を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
公開等の決定期間を延長する理由	
第11条第2項に係る期限	・ ・・ から ・ ・・ まで なお、決定を行ったときは、速やかに通知します。
主 管 課	部 課 係 電話 — — (内線)
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

(教示)
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(裏面へ)

(裏面)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

公文書公開決定等期間特例延長通知書

住所

氏名 様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、立川市情報公開条例第11条第3項の規定により、公開等の可否についての決定を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
公開等の決定期間を延長する理由	
第11条第3項に係る期限	・ ・・ から ・ ・・ まで なお、決定を行ったときは、速やかに通知します。
主 管 課	部 課 係 電話 — — (内線)
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

(教示)
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(裏面へ)

(裏面)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

公文書公開決定等第三者意見照会書

住所

氏名 様

実施機関 印

立川市情報公開条例に基づき、 年 月 日付けで公開請求された公文書に
に関する次の情報が記録されています。
つきましては、当該公文書の公開の可否の検討を行うに際し参考とするため、同条例第13条
第1項の規定により、当該公文書の公開請求に関する 様のご意見を別紙公開決定等
に関する意見回答書により 年 月 日までに提出していただきますようお願いいた
します。
なお、期限までにご回答がない場合は、公開することについてご異議がないものとさせてい
たいただきますので、ご了承願います。

公文書の件名又は内容	
公文書に記録されている内容	
ご回答期限	・ ・ （ ）までに必着でお願いします。
主 管 課	部 課 係 電話 — — （内線 ）
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 （内線 ）

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。
第 9 号様式（第 4 条関係）

第9号様式（第4条関係）

公文書公開決定等に係る第三者意見書

年 月 日

立川市長 殿

郵便番号.....

住所.....

氏名.....印

連絡先電話番号.....－.....－.....

年 月 日付け第 号で照会のあった公文書の公開について、次のとおり回答します。

（該当する番号を○で囲み、ご意見を記入してください。）

- 1 公開しても支障はない。
- 2 公開されると支障を生じる。

（理由）

第10号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

公文書公開決定に係る通知書

住所

氏名 様 実施機関 印

年 月 日付け第 号によりご意見の照会をした公文書の公開請求について、次のとおり決定したので通知します。

公文書の件名 又は内容			
決定内容	公開します。	一部を公開します。	公開しません。
決定理由等			
公開の日時	・ ・ () 午前・午後 時 分		
公開の場所	部 課 係 (市役所 3 階市政情報コーナー)		
主 管 課	部 課 係 電話 — — (内線)		
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)		

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

(教示)
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年

(裏面へ)

(裏面)

を経過すると審査請求をすることができなくなります。))。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として(訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式(第6条関係)

氏名 様

実施機関 印

なお、この通知によっても公開に応じないときは、立川市情報公開条例第14条第3項の規定によりこの通知に記載した公開日をもって適正に公開したものとします。

請求された公文書の件名又は内容	
公開の日時及び場所	前 回 ・ ・ （ ） 午前・午後 時 分 部 課 係 (市役所 3 階市政情報コーナー)
	今 回 ・ ・ （ ） 午前・午後 時 分 部 課 係 (市役所 3 階市政情報コーナー)
主 管 課	部 課 係 電話 — — (内線)
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

- 1 お越しの際には、この通知書をお持ちいただき、担当職員に提示してください。
- 2 上記の日時にご都合が悪いときは、必ず事務担当課又は主管課までご連絡願います。
- 3 ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

19/27

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

情報公開審査会諮問通知書

住所

氏名 様

実施機関 印

年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、次のとおり立川市情報公開審査会に諮問したので通知します。

公文書の件名又は内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	・ ・
主 管 課	部 課 係 電話 — — (内線)
事務担当課	部 課 係 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。
第 13 号様式（第9条関係）

情報公開審査会提出資料閲覧等請求書

年 月 日

立川市情報公開審査会会長 殿

郵便番号.....
住 所.....
氏 名..... 印
電 話..... — —

立川市情報公開条例第19条第1項の規定に基づき、次のとおり立川市情報公開審査会に提出された意見書又は資料の閲覧・写しの交付を請求します。

請求する意見書又は資料の件名又は内容	
閲覧・写しの交付の別	(1)閲覧 (2)写しの交付 (3)閲覧後必要部分の写しの交付

第 年 月 日 号

情報公開審査会資料提出人意見照会書

住所

氏名 様

立川市情報公開審査会会長 印

立川市情報公開条例に基づき、 年 月 日付けで、公文書公開に係る審査請求
に関して 様から立川市情報公開審査会に提出された意見書又は資料について、閲覧又
は写しの交付の請求がありました。
つきましては、当該意見書等の閲覧等の可否の検討を行うに際し参考とするため、同条例第
19条第2項の規定により、当該意見書等の閲覧等に関する 様のご意見を別紙情報公開
審査会資料提出人意見回答書により 年 月 日までに提出していただきますよう
お願いいたします。
なお、期限までにご回答がない場合は、閲覧等することについてご異議がないものとさせて
いただきますので、ご了承願います。

意見書等の件名 又は内容	
ご回答期限	・ ・ () までに必着でお願いします。
事務担当部署	(部 課 係) 電話 042-523-2111 (内線)

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当部署までお問い合わせください。
第13号様式の3（第9条関係）

第13号様式の3（第9条関係）

情報公開審査会資料提出人意見回答書

年 月 日

立川市情報公開審査会会長 殿

郵便番号.....

住所.....

氏名.....印

連絡先電話番号.....－.....－.....

年 月 日付け第 号で照会のあった審査請求に係る意見書又は資料の
閲覧又は写しの交付について、次のとおり回答します。

（該当する番号を○で囲み、ご意見を記入してください。）

- 1 閲覧又は写しの交付をしても支障はない。
- 2 閲覧又は写しの交付をされると支障を生じる。

（理由）

第14号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

情報公開審査会提出資料閲覧等決定通知書

様

立川市情報公開審査会会長 印

年 月 日付けで請求のあった審査会提出資料閲覧等について、次のとおり行うことと決定したので通知します。

意見書又は資料の件名又は内容	
閲覧又は写しの交付を行う日時及び場所	・ ・ () 午前・午後 時 分 部 課 係 (市役所 3 階市政情報コーナー)
事務担当部署	(部 課 係) 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当部署までお問い合わせください。
第 15 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

情報公開審査会提出資料閲覧等一部決定通知書

様

立川市情報公開審査会会長 印

年 月 日付けで請求のあった審査会提出資料閲覧等について、次のとおり一部について行うことと決定したので通知します。

意見書又は資料の件名又は内容	
一部とした理由	
閲覧又は写しの交付を行う日時及び場所	・ ・ () 午前・午後 時 分 部 課 係 (市役所 3 階市政情報コーナー)
事務担当部署	(部 課 係) 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

(注意)

ご不明な点がございましたら、事務担当部署までお問い合わせください。
第 16 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

情報公開審査会提出資料閲覧等拒否通知書

様

立川市情報公開審査会会長 印

年 月 日付けで請求のあった審査会提出資料閲覧等について、次のとおり行わないことと決定したので通知します。

意見書又は資料の件名又は内容	
請求を認めなかった理由	
事務担当部署	(部 課 係) 電話 0 4 2 - 5 2 3 - 2 1 1 1 (内線)

(注意)
ご不明な点がございましたら、事務担当部署までお問い合わせください。